

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 147):
日本入国に係る新たな水際対策措置(入国時検査及び待機期間の見直し(6月1日以降))

令和4年5月31日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- 日本政府は、水際対策に係る新たな措置(28)に基づき、各国・地域を「赤」「黄」「青」の3色に区分しました。
- ニュージーランドは、「青」に区分されたため、6月1日(水)午前0時(日本時間)以降、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の有無にかかわらず、ニュージーランドからの渡航者の日本入国時の到着空港におけるPCR検査は免除され、また、自宅等での待機も不要となります。
- ただし、日本入国時には、引き続き、ニュージーランドからの出国前72時間以内に受けたPCR検査の結果の証明を提示する必要がありますので、ご注意ください。

【本文】

- 1 日本政府は、水際対策に係る新たな措置(28)に基づき、オミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、この措置に基づく別途の指定に沿って、各国・地域を「赤」「黄」「青」の3色に区分しました。
(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0526_list.pdf)
- 2 ニュージーランドは、「青」に区分されたため、6月1日(水)午前0時(日本時間)以降、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の有無にかかわらず、ニュージーランドからの渡航者の日本入国時の到着空港におけるPCR検査は免除され、また、自宅等での待機も不要となります。
- 3 ただし、日本入国時には、引き続き、ニュージーランドからの出国前72時間以内に受けたPCR検査の結果の証明を提示する必要がありますので、ご注意ください。
- 4 詳細につきましては、以下の外務省発出「広域情報」または厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。
○5月26日付「新たな水際対策措置(水際対策強化に係る新たな措置(28)に基づく国・地域の指定について)」
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C048.html
○5月20日付「新たな水際対策措置(一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等)」
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C045.html
○厚生労働省ウェブサイト「水際対策に係る新たな措置について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
○外務省海外安全ホームページ(新型コロナウイルス感染症に係る、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域の行動制限)
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
○外務省(新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

※新型コロナウイルスに関する日本・NZ の総合情報として、在ニュージーランド日本国大使館のホームページに関連情報を掲載しています。

<在ニュージーランド日本国大使館>

(日本語) * 帰国の手続き(防疫措置等)、NZ 入国の情報等

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html

(英語) * 主に日本のビザ・再入国・防疫措置の情報

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載しています。

<在オークランド日本国総領事館>

(日本語) * 新型コロナウイルスに関する過去の領事メール

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html

(英語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html